

環境影響評価方法書説明会（3回目） 議事概要

日時：2025年8月4日(月) 19時00分～21時30分

場所：土山開発センター大集会室

1. 概要

<出席者>

- ・近江バラス：松下社長、子安部長
- ・ハ°シフィックコンサルタンツ：藤田、瀨瀬、西脇、鈴木

<進行>

- ・開 会 19：00～
- ・事務者挨拶 19：02～
- ・事業者説明 19：04～19：45
- ・質疑応答 19：45～21：30
- ・閉 会 21：30

2. 説明

<事業者側>

- ① 事業計画の概要（ハ°シフィックコンサルタンツ瀨瀬）
- ② 方法書の概要（ハ°シフィックコンサルタンツ西脇）

3. 質疑応答

(質問)「農業や漁業従事者等を含め、周辺や下流地域の住民に対して積極的な情報提供や対話を行うように努めること」という知事意見に対する事業者の見解を見ると、対話については回答されていないと感じます。今回の説明会が対話の場という考えなのでしょうか。手続き上の説明会以外には、対話の場を設けて頂けないのでしょうか。また、土山町を除く甲賀市域へは、今回の説明会の告知はされたのですか。

(回答)この説明会が、住民の皆様との対話の場と認識しています。今回は、事業地のある土山町で説明会を開催し、下流地域に住まわれている方には、説明会を開催することを案内する形としました。甲賀市に対しては広報紙に掲載し、近江バラスのホームページでも案内したほか、地元の区長を通じて周知したり、下流地域の市役所に案内のチラシを置いてもらいました。今後開催する説明会の場所や周知方法については、検討します。

(質問)昨年度の説明会の後、県庁に「説明会をもう1回開催してほしい」という要望を伝えてたが、開催して頂けなかった。

(回答)昨年度の説明会は、法令に則って開催したのではなく、地元の区長から要望を頂き主に近隣地域住民を対象に開催しました。追加の説明会については、今年度方法書の説明会が予定されていたので、本説明会で対応するのが適切と判断しました。

(質問)法令に則った説明会だけではなく、積極的な情報開示をお願いします。

(回答)この前に開催した2回の説明会で「これまでの経緯をオープンにしてほしい」という要望を頂きました。今後は、近江バラスのホームページにおいて、これまでの経緯や配慮書などの文書について公開する予定です。

(質問)下流の甲南町や甲賀町、水口町、守山市などでは、飲料水を野洲川から取水しています。甲賀市全体や守山市などでも説明会を開催して頂けないでしょうか。

(回答)野洲川からの飲料水の取水に関して、最終処分場からの排水基準は、下流側における水道取水に問題が生じないよう設定されています。また、展開検査による受入廃棄物の管理の徹底や浸透水のモニタリングにより、その基準を遵守して維持管理していきます。

(質問)事業自体を知らない人が多いと思います。環境影響評価の内容ではなく、事業を知ってもらうための説明会を年内にもう一回開催して頂けませんか。

(回答)何らかの形で説明会を開催することについて、検討します。

(質問)検討した結果は、いつ、どのように知らせて頂けますか。

(回答)今回の説明会の議事録については、近江バラスのホームページで公開します。検討結果については、その中で回答します。公開する時期については、検討させていただきます。

(意見)ホームページ以外の方法での回答も検討頂きたい。

(意見)今回の説明会の結果を甲賀市の広報紙に載せて頂きたい。

(意見)本説明会で出た意見に対して議事録をまとめ、8月29日までに回答して頂きたい。

(意見)今後、南北土山の区長を通じて各区に対して説明する機会を作って頂きたい。

(意見)説明会の広報手段としては、甲賀市の広報紙へ掲載して頂きたい。

(意見)滋賀県の公式LINEを利用して、広報することを検討して頂きたい。

(質問)大型のトレーラーが日々通行することで、道路が傷むのではないですか。損傷した道路の修繕が必要な場合は、対応して頂けますか。

(回答)本事業が原因で道路が損傷したのであれば、道路管理者の県や警察と協議したうえで修繕することになると考えます。

(質問)県道岩室北土山線の大澤地区の区間は歩道が整備されていないため危険と思います。歩道のある別のルートを検討して頂けないですか。

(回答)甲賀土山インターチェンジと事業地を繋ぐ立地条件から大澤地区を通らせて頂かざるを得ないと考えています。騒音などの影響を考慮し、搬入台数を1日20台までに制限し、影響をできる限り抑えるようにします。また、大澤地区の皆様とご相談しながら、交通安全対策を検討します。

(質問)現地には、サルやイノシシ、シカなどの動物が多く生息しています。事業によりこれらの動物が山から追い出され、農作物等に被害が生じることが想定されますが、どのようにお考えですか。

(回答)現時点では動物による農作物への被害については、具体的な検討・把握はしていません。まずは、動物の現地調査で事業地における生息状況などを把握するとともに、必要に応じて鳥獣被害を起ささないための対策を検討します。

(質問) 意見への見解において、走行する車両台数が少ないことを理由に影響は小さいと書かれていますが、道幅が狭く歩道がない県道岩室北土山線を、往復 40 台の車両が通ることにより車両台数が大きく増加します。影響は大きいと思います。

(回答) 騒音や振動、大気質などの基準と比較して大きな影響にはならないと想定していますが、交通量の少ない道路に走行する大型車両が増加することから、大きく変わる可能性はあります。今後の環境影響評価において、これらの影響の程度を把握するとともに、交通安全対策について検討します。

(質問) 田村川が人と自然との触れ合いの活動の場として設定されています。地元住民がここで川遊びをすることを把握した上で、事業地を選定されたのですか。

(回答) 事業地の選定にあたっては、処分場に適した地形条件を有していること、新名神高速道路が開通してアクセスが良くなったこと、近江バラスが事業を続けてきた地元であること、これらを踏まえてこの土地を選定しました。田村川のレクリエーション利用までは考慮していませんでした。

(質問) 埋立処分場の立地の指針として、地表水から地下水への流れが少ないことや、人家、農地、水源、学校等から十分離れていることといった目安があると思います。計画地はこのような指針から外れているのではないですか。

(回答) 事業地の選定理由は前述の通りです。計画地はこれらの指針に対して必ずしも外れる立地ではないと考えています。

(質問) 配慮書の環境影響評価審査会の小委員会の議事録において、委員から「住民の方への周知はこの(令和 6 年) 9 月が最初なのか。その際、反対意見が出ることはなかったのか」という質問に対して、「令和 5 年の初め頃から区長会議で話をした。反対することはないというところまで会話をした。その上で、用地の取得を進めて、昨年末に用地の取得ができた」と説明されています。私は、今年度、区長を引き継ぎましたが、当時の区長会が賛成したという話は聞いていません。誰が「反対しない」と回答されたのですか。

(回答) 令和 5 年の用地取得前に周辺地域の区長に対して、事業計画の概要とともに事業を進めていく旨を説明しました。「賛成をいただいた」とまでの認識ではありませんが、筋道を通したうえで、用地取得を進め、地域への説明とアセス等の手続きを並行して進めているという認識です。

(意見) 県庁の担当者に聞いたところ、住民の意見は法令の手続きに則り意見書として出すしかないという回答がありました。この会場にいる皆さんが意見書として、声を上げて頂きたい。

(質問) 事業を進めるにあたって、地元の理解を得る努力をお願いしたい。

(回答) 100%ご理解いただくことは難しいかもしれませんが、皆様に少しでも理解を頂きながら事業を進めます。また、事業による影響が最小限になるよう環境影響評価の手続きを通じて検討します。

(質問) 最終処分場を原因とする河川の PFAS 汚染が問題になっている事例があります。本処分場では、集排水設備を入れて浸透水を調整池に排水する計画としているため、調整池の隣に浸透水の処理施設を設置することを検討頂けないですか。

(回答) 安定型廃棄物だけを埋め立てることから、浸透水への影響は小さいと考えています。PFAS 対策として、現時点では水処理施設を設置する計画はありませんが、技術的な解決方法について、コンサルタントに相談しながら検討します。

(質問) 今後、浸透水等から PFAS が検出された時は、どのように対応されますか。

(回答) 現在、環境省において埋立処分場からの PFAS についての新たな基準が検討されています。新たな基準が設定されれば、その基準を満たすための施設を整備します。

(意見) 法令に則った最低限の施設運営をするのではなく、環境影響を回避するための方策をすべて行うくらいの姿勢を示して頂きたい。

(質問) 関東から搬入する廃棄物の割合はどの程度ですか。

(回答) 近江バラスのグループ会社であるジェネスが所有する安定型埋立処分場の実績では、関東圏からの搬入は2割程度でした。本施設においても同様の割合であろうと想定しています。

(意見) 基準を遵守することから安全であると説明がありましたが、今後想定外のことが発生するかもしれません。絶対に安全と言い切れないものに対して、賛成することはできません。

(質問) 選別した廃棄物だけを埋め立てるとしてありますが、選別方法は主に目視だと思います。有害物の付着したプラスチックを目視だけで分別することは不可能ではないですか。

(回答) 大部分の廃棄物は建築現場から排出され、特殊な有害性を持つものではありません。また、その多くは建築現場から直送されるのではなく、中間処理施設で選別・破碎されたものが搬入されると想定しています。目視という手法ではありますが、受入検査を徹底することで、許可される廃棄物以外の混入および有害物質等の混入を防止します。

(質問) 廃プラスチックには有害物質が含まれているということが立証されています。埋立期間中は悪影響がないかもしれませんが、その後何十年もかけて人体に影響を及ぼす可能性もあります。

(回答) 現状、廃プラスチックは安定型廃棄物に分類されているため、受け入れたいと考えます。受入検査を徹底することにより、有害物質等の混入を防止します。

(質問) 甲賀市長は、廃プラスチックや石綿含有廃棄物は受け入れないこと、PFAS の検査を行うことを求めています。対応頂けないですか。

(回答) 廃プラスチックや石綿含有廃棄物に関しては、安定型処分場で埋め立てることが認められていることから受け入れたいと考えています。PFAS に関しては、環境影響評価の中で現況調査を行うとともに、環境省からの基準が出されればそれを遵守します。

(質問) 万一、河川水や地下水の汚染などの問題が起こった場合は、誰が責任を持つのですか。

(回答) まずは、汚染を起こさないように処分場の管理を徹底します。本事業の責任者は近江バラスです。

(質問) 先ほどから追加の説明会開催の要望が出されていますが、追加の説明会を開催する前に意見書の写しを知事に送付し、手続きを進めるのですか。手続きを先送りし、今年度内に方法書を広く周知して意見を集めたいと、知事へ送付することを検討して頂けないですか。

(回答) 8 月末までに集まった意見書を踏まえ、手続きは進めたいと考えます。追加の説明会を開催する場合は、環境影響評価の手続きとは別に開催することになります。追加の説明会で頂いた意見については、次の準備書段階で留意することを検討します。

(質問)意見書のフォーマットでは、方法書に対する環境保全の見地からの意見を書くことになっています。「この事業計画自体を知らなかった」といった意見でも取り扱って頂けますか。

(回答)どのようなご意見でも受け付けます。

(質問)受付で、氏名と自治会名などの記載を求めたのは何故ですか。

(回答)県の条例等でどの地域の住民が参加したかを報告することになっているためです。署名したくない方には、住所だけを記載して頂いています。

以上